

# 屋外広告物条例の色彩基準を変更します

改正前の色彩基準では、広告物の表示面に使用する色彩で高い色と規定する「規制色」について、全ての表示面を対象としていましたが、改正後は広告物の表示面の中でも大きな割合を占める地色（文字その他具体的な図柄以外の色をいいます。）を「規制色」の対象とする変更を行います。

## ■色彩基準の変更内容

| 地域区分  | 改正前  | 改正後   |
|-------|--|---|
| 第1種地域 | ①規制色は2色以下<br>②規制色の面積割合は3分の1以下                    | 地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の3分の1以下                    |
| 第2種地域 | ①規制色は1色<br>②規制色の面積割合は5分の1以下                      | 地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の5分の1以下                    |
| 第3種地域 | ①規制色は2色以下<br>②規制色の面積割合は3分の1以下<br>(1枚当たり3㎡未満は除く)  | 地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の3分の1以下<br>(1枚当たり3㎡未満は除く)  |
| 第4種地域 | ①規制色は2色以下<br>②規制色の面積割合は3分の1以下<br>(1枚当たり5㎡未満は除く)  | 地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の3分の1以下<br>(1枚当たり5㎡未満は除く)  |
| 第5種地域 | ①規制色は2色以下<br>②規制色の面積割合は2分の1以下<br>(1枚当たり7㎡未満は除く)  | 地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の2分の1以下<br>(1枚当たり7㎡未満は除く)  |
| 第6種地域 | ①規制色は2色以下<br>②規制色の面積割合は2分の1以下<br>(1枚当たり15㎡未満は除く) | 地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の2分の1以下<br>(1枚当たり15㎡未満は除く) |
| 第7種地域 | ①規制色は2色以下<br>②規制色の面積割合は2分の1以下<br>(1枚当たり15㎡未満は除く) | 地色が規制色の場合は、当該地色部分の面積は表示面の面積の2分の1以下<br>(1枚当たり15㎡未満は除く) |

## ■規制色（マンセル表色系の以下の範囲の色をいいます）

| 地域区分  | 範囲                                    |
|-------|---------------------------------------|
| 第1種地域 | ・色相がR（赤）、YR（橙）は彩度6以上<br>・その他の色相は彩度4以上 |
| 第2種地域 |                                       |
| 第3種地域 |                                       |
| 第4種地域 | ・色相がR（赤）、YR（橙）は彩度8以上<br>・その他の色相は彩度6以上 |
| 第5種地域 |                                       |
| 第6種地域 |                                       |
| 第7種地域 |                                       |

## ■色彩基準の変更時期

令和5年4月1日より適用します。